

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	消火系電動機駆動消火ポンプの点検において、出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋地階の再生ガス冷却器室設置のドレトラップ用架台下部付近の床面に地下水と推定される水のにじみが認められたため、当該床面を点検・修理	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋1階の手洗い場下部の洗浄用水配管接続部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋1階の手洗い場用給湯器裏の壁面亀裂部より水のリーク（1分間に20cc程度、汚染無し）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	2号機	所内ボイラストームドレンファンネルからの排水配管に連絡している原子炉建屋床ドレンサンプ（A）入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	所内用空気圧縮機の冷却水供給用電磁弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	2号機	主タービンの第9軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計の計装回路を点検・修理	D	
8	3号機	復水脱塩装置の起動準備において、当該装置用樹脂貯槽内圧の上昇事象が認められたため、対応検討	D	
9	3号機	排ガス系連絡弁の開度指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
10	3号機	原子炉格納容器内機器ドレンサンプのレベル計に一時的な指示変動が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
11	3号機	使用済燃料プールゲート漏えい流量指示計付スイッチに指示値不良が認められたため、当該流量指示計を点検・調整	D	
12	3号機	移動式炉内計装系駆動制御装置（B）に「ボール弁開閉信号又はしゃへい容器内信号異常」を示す警報が発生したため、当該装置を点検・修理	C	
13	3号機	高圧注水系タービン蒸気隔離電動弁の開閉操作において、電動弁の480V動力電源盤に地絡を示す警報が発生したため、対応検討	A	7月30日再審議にてグレード変更 C → A
14	4号機	所内ボイラ用ドレン受けタンクの点検において、タンク内面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	屋外ストームドレンサンプルタンク（B）のサンプリング元弁にシートリーク（微少）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	5号機	「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」に記載の「詰め年月日」に誤記が認められたため、当該箇所を訂正	D	
17	5号機	屋外ストームドレンサンプルタンク（A）の放出記録を管理するシステムにおいて、過去の放出記録を誤って削除してしまい、当該システムによる放出管理業務が一時的に不可となったため、対応検討	C	
18	5号機	タービン建屋換気空調系2階フロア冷却系用膨張水槽のレベル計のガラス内面に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
19	5号機	所内ボイラ（B）脱気用ベント弁の下流側に蒸気のリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	所内ボイラ建屋換気空調系冷却装置に冷媒不足によると推定される出口圧力および入口圧力の低下が認められたため、当該装置を点検・修理及び冷媒を補充	D	
21	5号機	主復水器細管洗浄装置制御盤の北側屋外に設置されている構内通話装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
22	6号機	残留熱除去海水系ポンプB系定例試験において、ポンプ駆動用電動機冷却水配管のストレーナ出口フランジ部（合計2箇所）より水のリーク（35秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	所内ボイラ乾燥保管用窒素ガス供給系の窒素ガスポンプA系出口弁の配管接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	6号機	制御棒駆動水ポンプ（A）用変速機付近に設置されている棒状温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を交換	D	
25	6号機	相分離母線冷却ファン（A、B）の入口側フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを清掃または交換	D	
26	6号機	原子炉建屋換気空調系の燃料プール冷却浄化系逆洗水移送ポンプ室用差圧調整器に指示値不良が認められたため、当該調整器を点検・修理	D	
27	6号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器（A）の入口弁駆動用電磁弁上流側に設置されている小型圧力計のカバーが外れているため、当該圧力計を交換	D	
28	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク設備建屋の廃液サンプポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで